

府費で負担する駐在所等の光熱水費に係る支出手続について（通達）

〔 制定 令和 7. 3. 18 例規会第 9 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

京都府の歳出予算（以下「府費」という。）で負担する駐在所及び警察職員が居住する交番（以下「駐在所等」という。）の光熱水費（電気料、ガス料及び水道料（下水道使用料を含む。）をいう。以下同じ。）に係る支出手続について下記のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から実施することとしたから、適正に処理されたい。

なお、府費で負担する駐在所等の電灯料金の基準及び支出手続きについて（昭和 53. 3. 20：3 京会第 100 号）の例規通達は、廃止する。

記

1 府費で負担する範囲

府費で負担する駐在所等の光熱水費は、駐在所等において公務のために用いる箇所（以下「公用箇所」という。）に係る光熱水費とする。

2 使用量の把握

警察署長は、駐在所等の電気設備、ガス設備又は水道設備に各事業者が設置したメーター（以下「親メーター」という。）とは別に、公用箇所に係る使用量を把握するためのメーター（以下「子メーター」という。）を設置するものとする。

3 算出方法

公用箇所に係る光熱水費は、次に掲げる方法により算出した額とする。この場合において、算出した額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 公用箇所に係る月間使用量の算出方法

ア 子メーターが公用箇所の使用量を表示している場合

子メーターの表示する月間使用量を公用箇所に係る月間使用量とする。

イ 子メーターが公用箇所を除く箇所の使用量を表示している場合

親メーターの表示する月間使用量から子メーターの表示する月間使用量を減じた数を公用箇所に係る月間使用量とする。

(2) 公用箇所に係る月額料金の算出方法

公用箇所に係る月額料金は、親メーターによって計算される各事業者から請求のある月額料金に、前記 3 の (1) に定める方法により算出した公用箇所の月間使用量を親メーターの表示する月間使用量で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 算出方法の特例

警察署長が設備状況、勤務形態その他特殊事情により前記 3 に定める方法によることが困難と認めた場合において、総務部長の承認を受けたときは、警察署長が定めた方法により算出することができるものとする。

5 支出方法

警察署長は、原則として各駐在所等の光熱水費の各事業者への支払期限日までに、前記 3 又は 4 に定める方法により算出した額を当該駐在所等に居住する警察職員の指定する口座に振り込むものとする。